

(様式第2号 道民意見提出手続の意見募集結果)

北海道アザラシ管理計画（素案）についての意見募集結果

年 月 日

北海道アザラシ管理計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、3人から、延べ15件のご意見が寄せられました。
ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>2頁・2～3行 訂正：「…、ロシアが行っていた年間数十万頭規模の…」→「…旧ソ連で行われていた年間数万～十数万頭の…」 (トゥルーヒン.A.M.：オホーツク海に生息する鰭脚類の過去と現在。In：桜井ほか編「オホーツクの生態系とその保全」北大出版会.237-240を参照下さい) (横浜市・個人)</p>	<p>事実関係確認の結果、御指摘のとおりでありましたので、記述を修正します。</p> <p style="text-align: right;">素案から原案への変更点 1</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>8頁・下から4行目 「11.1.」として下記を加える。11.1.～4.は番号をずらして加える。 11.1. 捕獲個体の有効活用 捕獲個体はエゾシカと同様、可能な限り有効活用することが望ましい。捕獲対象とする「夏期の確認個体」(表2)は2013年では合計1008頭であり、その半数を捕獲するとして、2年間で約500頭となる。エゾシカと同様2017年以後も増加分を毎年間引き続ける必要があると考えられる。エゾシカの場合は現在捕獲数の約4分の1を有効活用しているが、ゴマフアザラシの場合も数十頭～100頭近くは、まず毛皮をスキー用のシール(特にサマースキーやハンティングスキー、スノーハイク用などのアザラシの毛皮を張り付けたスキー)として活用することが考えられ、そのための検討を行う。(横浜市・個人)</p>	<p>世界的に需要がなくなりアザラシ猟が衰退したことや、想定される用途がスキーの裏張りなど極小規模であること、この計画は回遊性の回復を目標としており、捕獲頭数の拡大を目指すものではないことなどから、有効活用の検討を行う環境にはないものと考えています。 しかしながら、捕獲個体の適正処理の推進に資する観点から、当面は、情報の収集を行ってまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">素案から原案への変更点 12</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>9頁・下から2行目 修正：「…、政府間交渉に基づく…」→「…既に交流を蓄積している「日露隣接地域における生態系保全協力プログラム」を活用して…」 (上記「オホーツクの生態系とその保全」は、2009年に調印された「協力プログラム」に基づいて行われたシンポジウムの取りまとめです) (横浜市・個人)</p>	<p>事実関係確認の結果、御指摘のとおりでありましたので、記述を修正します。</p> <p style="text-align: right;">素案から原案への変更点 10</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>3.1.にあるとおり、「漁業被害が受忍限度を超えない水準にまで軽減すること」が目的であるならば、アザラシの個体数管理だけでなく、漁業資源の回復・増加、魚価の向上なども合わせて実施する方が効率的と思われます。これらについては、別途の政策として実施されているのでしょうか。(徳島市・個人)</p>	<p>計画では、周年定着個体の削減による漁業資源の回復を検証するため、漁獲努力量と漁獲量の経年変化を分析することとしています(9.4.)。 漁業資源の回復・増加、魚価の向上など、水産行政一般に関する事項については、所管行政庁の施策によるものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>観光等によるアザラシがいることによるプラスの効果が漁業者に還元されるような社会システムの構築も計画に盛り込むべきと考えます。</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>ゴマフアザラシの生息域の範囲の拡大に伴い漁業者被害が発生する一方で、観光資源として活用される事例もあり、これら利害関係者間の調整は課題と認識しています(2.7.)。ゴマフアザラシによる地域社会への影響については、数値化されないものを含め、様々なものがあると考えていますので、引き続き調査を行ってまいります(9.5.)。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>7.2.に「周年定着個体は、冬期北海道回遊群から分離したものであり、これらを削減することによって個体群の存続に影響を及ぼす可能性は低い」とありますが、なぜでしょうか？</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>周年定着個体は、母集団であるオホーツク海由来の北海道回遊群から派生・分離したものであり、北海道回遊群、周年定着個体どちらも増加傾向にあることから、周年定着個体の削減が派生源である北海道回遊群へ影響を及ぼす可能性は低いものと考えているところです。</p> <p>しかしながら、周年定着個体の行動圏など生態には不明な点が多いことから、削減目標を、削減前に回復できることを想定した、概ね1/2とするとともに、北海道回遊群に著しい減少が確認された場合は、削減を中止することとしています(7.2.c、e)。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>周年定着個体がオホーツク・日本海のゴマフアザラシ個体群の中で占める役割や、周年定着群と冬期・夏期海遊群の関係は明らかにされているのでしょうか？オホーツク・日本海のゴマフアザラシ全体を一つの個体群とみなすのであれば、全体からみればわずかな個体数だから個体群への影響は小さいかもしれませんが。</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>周年定着個体の行動圏など生態に不明な点が多いのが現状となっています。</p> <p>種の存続に影響を与えない範囲で個体数の削減を行い、漁業被害の軽減を図っていく必要があるものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>7.2.に「周年定着個体の削減は、冬期間のみ滞在する回遊個体の削減よりも漁業被害軽減効果及び資源回復効果が高い」とありますが、なぜでしょうか？</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>周年定着個体は退去することなく留まることから、冬期間のみ滞在する回遊個体と比較して、北海道沿岸における捕食量が多くなり、回遊個体よりも削減による漁業被害軽減効果及び資源回復の効果が高いものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>被害魚種としてあげられているカレイは冬～春、ホッケは秋～冬が産卵期なので、これらの魚種については冬期回遊個体(あるいは周年定着個体も合わせた「冬期の個体数」)を削減した方が漁業被害軽減効果及び資源回復効果が高いのではないのでしょうか？</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>周年定着個体は退去することなく留まることから、冬期間のみ滞在する回遊個体と比較して、北海道沿岸における捕食による被害が継続することから、削減による漁業被害軽減効果及び資源回復の効果が高いものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>同様の理由から、「6月1日から10月31日」とある対策の実施期間は冬期も含むように延長すべきではないのでしょうか。</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>周年定着個体だけを削減するため、回遊個体がない期間を削減のための捕獲や追い払いの期間としました。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>冬期回遊群への影響を抑えるためにあくまで10月までの活動とするのであれば、回遊群に対する「被害防止のための捕獲」が容認されるのはなぜでしょうか？</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく被害防止のための捕獲は、農林水産業被害防止のため、個体群の存続に影響を与えない最小限の数を認めているものです。</p> <p>周年定着個体の削減実施期間(6月～10月)以外も、漁業被害が発生している現状を踏まえ、被害防止のための捕獲を引き続き認めることとしています。</p> <p>E</p>
<p>7.2.c)に「1/2以下となることを目指す」とありますが、なぜ1/2なのでしょう？</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>ご意見については、理由を追加して記載します。</p> <p>なお、周年定着個体数の削減に当たっては、モニタリングの結果から影響・効果を検証する順応的管理を行うこととしています(7.3.)。</p> <p>検証のためには一定程度の削減個体数が必要である一方、検証の結果に基づき、削減を中止し、削減前に回復を図る必要が生じることもあり得ると想定していることから、2年間の計画期間の削減目標を、概ね1/2と設定したところです。</p> <p>素案から原案への変更点 7</p> <p>A</p>
<p>11.2.「アザラシの推定生息頭数、食性分析、漁獲量や漁獲努力量の推移の分析から、漁業被害を推計できるような手法」とありますが、アザラシ以外の要因(水温の変化、サメ等のアザラシ以外の捕食者など)による影響も十分考慮されるよう、お願いします。</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>C</p>
<p>2.2. および11.2.において「入網前の食害」との記述があります。漁業権は漁業を営む権利であり、海に泳ぐ入網前の魚にまでおよぶ所有権では無いとの認識から、入網前の魚に対するアザラシの捕食を漁業被害に計上することには疑問があります。アザラシ類の増加による沿岸生態系のバランスに対する影響としては考慮すべき事柄ですが、本計画では沿岸生態系全体の管理は目的にしていません。</p> <p>(徳島市・個人)</p>	<p>漁業被害については、漁業権や所有権といった観点からではなく、アザラシがいることによる漁獲量の減少など、漁業経営上の経済的な損失としています。</p> <p>このため、網付きのアザラシによる漁獲量減少被害についても引き続き漁業被害として把握に努めてまいります。</p> <p>D</p>
<p>チャンスがあればトドやアザラシの駆除のお手伝いをしてみたいと思っています。</p> <p>現在8年目のハンターです。野生動物による産業被害については共感できる場所があります。</p> <p>将来的に自分がどのようなハンターになるか時々考えることがあります。娯楽として、有害駆除員として、職業として、いろいろな形があると思います。</p> <p>冬期間は、有効に時間が使えるのでチャンスがあればご案内ください。</p> <p>(住所地不明・個人)</p>	<p>ご意見については、今後のアザラシ類の管理に関する施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p>C</p>

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
環境生活部生物多様性保全課（動物管理グループ）
電話 011-231-4111
内線 24-399